

令和6年第8回

# 君津市農業委員会議事録

令和6年8月5日（月）

令和6年第8回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年8月5日（月）午後1時10分から午後2時15分

場 所 君津市役所5階 小会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号から議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第20号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）について

日程第6 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号から報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（13名）

1番	内 海 孝 夫	2番	鮎 川 正 幸
3番	水 野 徳 子	4番	小笠原 武 男
5番	笹 本 幸 恵	6番	宇 野 真 弘
7番	神 子 純 一	9番	小 泉 春 水
10番	齊 藤 昇	11番	重 田 忠 男
12番	長谷川 貢	13番	鈴 木 隆
14番	石 井 和 美		

欠席委員（1名）

8番 溝 口 勝 美

出席した職員

事務局長	安	田	禎	則
事務局次長	永	鳶	一	環
農業委員会事務局主任主事	江	澤	俊	太
経済環境部農政課企画調整係 主任主事	杉	山	建	太

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、猛暑の中、農業委員会への出席、御苦労さまです。お暑い中、本当にありがとうございます。

もう少しで、8月に入って稲刈りが始まる時期になりました。今年は暑い日が続いて、全然台風とか異常なことがなかったので、刈り取りが早く始まるんじゃないかというような情報を農業事務所のほうから聞いています。稲作農家にとっては田植えから始まって仕上げの作業になりますので、熱中症とかに気をつけて作業を行っていただきたいと思います。

6月の初めから地域計画のほうですが、話合いを進めてきまして、3回目の話合いがこの間終了したところになります。この原案をつくって、縦覧とって皆さんに見ていただくというふうな作業をこれから進めていくことになるんですけども、またいろんな意見が出てくるかもしれませんので、農家の方に近い農業委員の方、それから推進委員の方にいろいろ対応していただいて、目標地図を完成させていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

それでは、会議をよろしく願います。

---

◎諸般の報告

会 長 諸般の報告です。

7月総会以降の会議、行事につきましては、7月17日、令和6年度農山漁村男女共同参画君津地域推進会議地域セミナーが君津合同庁舎大会議室で開催され、私と事務局長、それから多田副主査が出席いたしました。

会議及び行事の報告は以上です。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後1時10分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6年第8回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名をお願いします。

---

◎議案第1号ないし議案第13号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について説明します。

東栗倉地先の田2筆、面積1,576平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により離農したいため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は7,619.57平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラック、ホイールローダー、フォークリフト、土詰め機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号について説明します。

旅名地先の田1筆、豊英旧倉沢地先の田2筆、畑2筆、合計面積4,184平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続したが、農業経営ができないため、譲受人は、農地付き住宅を購入し、新規に農業を営むためです。

許可基準として、譲受人は新規就農者となります。元々会社員として勤務をしていましたが、農業に興味を持ち、新規就農するため農地付空き家を探していたところ、元地域おこし協力隊の方やコミュニティ清和とのつながりから、住宅と今回の申請地を併せて購入するも

のです。

家庭菜園の経験が2年程度ですが、既に移住しており、譲渡人の親戚や地域の方に協力してもらいながら耕作をしていくとのこと。また、地域活動にも積極的に参加をしていくとのこと。

農機具については、トラクター、田植え機は譲渡人が所有していたものを借用、耕運機は自己資金で購入予定、軽トラ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われ。議案第3号について説明します。

賀恵淵地先の田11筆、面積3,594平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続で取得したが市外に居住しており耕作・管理が難しいため、譲受人は、自宅からも近く、耕作面積を拡大し、農業経営を安定させたいため。

許可基準として、譲受人は1万2,432.25平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われ。

議案第4号について説明します。

岩出地先の畑4筆、面積1,352.21平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続で取得したが、農業経営の規模を縮小したいため、譲受人は、現在所有している農地の近くで農業経営の規模を拡大したいため。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、本市と他市で併せて1万1,678平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機、薬剤噴霧器、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われ。

議案第5号について説明します。

浦田地先の田3筆、畑2筆、面積4,550平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、別事業が多忙となり、農業経営の継続が難しいため、譲受人は、新規就農となりますが、住居が申請地に隣接しており、今後責任を持って耕作・管理していきたいとのため。

許可基準として、譲受人は新規就農者ですが、現在、農地に隣接する住宅に居住しており、譲渡人と一緒に農地の草刈り、伐採等の管理を行っていきます。

耕作については、農業経験のある親族から指導を受けながら実施し、農機具は、耕運機、自走式草刈り機、軽トラックを所有し、必要に応じて譲渡人からバックホーやトラクターを借用します。今後、イモ類の栽培のほか、現在植えられている果樹を活用し、収穫が軌道に乗ればネット販売や直売所等での販売を行っていく計画です。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第6号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積2,740平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、年々体力がなくなり維持管理ができないため、譲受人は、親族と共に農業経営の規模を拡大していきたいためです。

許可基準として、譲受人は、現在4万6,511平方メートルの農地を経営し、農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第7号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積2,493平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は市外在住ですが、本市において、現在2,264平方メートルの農地を経営しております。

農機具は、トラクターを自己資金で購入予定で、軽貨物車、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第8号について説明します。

怒田地先の田1筆、面積617平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、農業用設備がなく耕作できないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は、現在1万9,388.88平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、糞摺り機、乾燥機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第9号について説明します。

山滝野地先の田4筆、畑8筆、面積5,847平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、相続したが農業経営ができないため、譲受人は、現在、自作地で稲作を行っているが、自作地としての畑を増やしたいためです。

許可基準として、譲受人は、現在3,096平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第10号について説明します。

広岡地先の畑2筆、面積515平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により離農したいため、譲受人は、申請地に隣接する住居に移住しており、充実した家庭菜園を実現したいためです。

譲受人は、昨年、農地付住宅を購入し、夫婦で居住しており、隣接する申請地の耕作・管理を行っています。

耕作については、これまで家庭菜園での経験が3年ほどあり、耕運機、自走式草刈り機、防除機等を所有しています。住宅に隣接する農地で季節野菜を栽培し、自家消費をする予定とのことで、地元とも良好な関係を持ち、地域活動にも協力するとのことです。

なお、所有権は夫婦共有にしたいとのことで連名での申請になっております。夫は外国籍ですが、農地法第3条許可の要件については、通常の許可要件と異なることはありません。在留資格についても確認を行っており、農業を行うことについて問題ないとのことは、申請者から聞き取りしています。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

す。議案第11号について説明します。

大中地先の田16筆、畑2筆、面積1万2,331平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢のため、贈与により息子に所有権を移転したい、譲受人は、所有権を得て耕作・維持管理を行っていききたいためです。

許可基準として、譲受人は、現在1万2,383平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバインを借上げ、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第12号について説明します。

黄和田畑地先の田1筆、面積743平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は、高齢により耕作していないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準として、譲受人は、現在7,545.82平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第13号について説明します。

滝原地先の畑2筆、折木沢地先の田3筆、合計面積1,489平方メートルを売買により所有権移転するものです。

譲渡人は、相続で取得したが、高齢で維持管理ができないため、譲受人は、申請地に隣接する住居に移住しており、新規に農地を取得して耕作、維持管理を行いたいためです。

許可基準として、譲受人は新規就農となりますが、2年前に農地付住宅を購入し、現在、その住宅に移住して、農地の管理や狩猟を行っています。

耕作については、近所の農家の指導や大型農機具の借受けなど地元の支援を受けるとともに、地元農家の農作業を手伝っているとのこと。麦や季節野菜、果樹を栽培し、当面は自家消費ですが、安定した収穫が得られるようになれば、ネット販売等に取り組む計画です。

農機具は、大型農機具の借受けのほか、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われま

す。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号について、7番、神子委員からお願い

します。神子委員 7番、神子です。

議案第1号について御説明します。

詳細については、ただいま事務局の説明のとおりです。

7月23日午前10時に、譲受人と譲受人の父親に現地でお会いし、お話を聞きました。一方、譲渡人は、83歳の高齢のためか耳が遠いとのことで、譲渡人の自宅に伺い、譲受人の奥さんと3人でお話をさせていただきました。

現地は、別冊の1ページをお開きください。

県道君津鴨川線を小糸方面から南下し、旧房総スカイラインの入口の交差点を右折し、40メートルほどの先を右折した先にある東栗倉自治会の隣が申請地でございます。

譲受人は、父親の下で、この20年近くバラ園の管理・運営に専念し、経営も安定してきたため、さらにバラ園の経営拡大のため、今回の申請に至ったとのこと。

一方、譲渡人は83歳の高齢で、近年は病院への入退院の繰り返し、このため農業の後継者もいないことから、今回の申請に至ったとのこと。

双方の聞き取りの結果、特段の問題はないと思われますので、御審査のほどよろしく願います。

以上です。

議長 続きまして、議案第2号について、9番、小泉委員から願います。

小泉委員 9番、小泉です。

議案2号について御説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は、別冊2ページ及び3ページを御覧ください。

4か所に分散しているんですが、一応2ページのほうで言いますと、国道410号線を鴨川方面に向かって、三島大橋の先、400メートルほどのところから左に入って400メートルほどのところに1枚目の田んぼ、そして、3ページのほうになりますが、同じく410号線の新豊英トンネルの手前100メートルほどのところに小さな畑が1枚と、右側に100メートルほど入ったところにある民家の裏側の畑と、それから、同じく410号線の新豊英トンネルの先、約50メートルほどのところから左に入って、清和県民の森のロッジ村方面ですね、そちらに1.2キロほど入ったところになりますが、そこに田んぼが2枚ということで、全部で4か所、5筆になりますけれども、現地を見てまいりました。

7月29日に、代理人と現地確認と聞き取りを実施しました。旅名地先の田んぼは、現在、譲渡人の親戚の方が稲作をしております、来年からは譲受人が自力で、近隣農家の協力を得ながら稲作をする予定だということです。また、その他の畑と田んぼ4筆については、野菜を何とか作れるようにしていきたいということで、将来、収穫が軌道に乗ってくれば販売も考えていきたいということでした。

特に問題はないと思われますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第3号について、10番、齊藤委員から願います。

齊藤委員 10番、小櫃地区、齊藤です。

議案第3号の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局方よりの説明があった、そのとおりでございます。

申請場所ですけれども、別冊の4ページを御覧ください。

申請場所ですけれども、近くにこれと目立つものはないんですけれども、JA味楽団直売所から西の方向に600メートルぐらい行ったところに賀恵渚青年館とありますけれども、その近くになります。現地は小櫃地区の賀恵渚という地域になります。

現地に7月28日午後より受け人の方と、そのせがれさんと3人で現地に行きまして、説明を受けてきました。

現地は一応水田の地目になってはいますが、現在耕作はされていませんでした。管理農地、休耕地という感じになっておりました。

この受け人の方の話によると、何年か荒らしてありましたので、すぐには水田に復興できないかもしれませんが、二、三年のうちには水田に復興したいという意気込みでした。この方も水稲に関しては一通りの農機具、中型の農機具を一通りそろえていますので、規模拡大したいという意欲に合っていると思います。

そして、何ら所有権移転に関して問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第4号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番の重田です。

議案第4号について御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の5を開いていただきたいと思います。

俵田駅から小櫃佐貫停車場線を岩出方面に向かい、岩出の信号を直進、50メートル先を右に曲がり、100メートル先の左側が申請地でした。

現地確認等は7月28日に、譲渡人、譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲渡人は、経営規模を縮小したいため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためということで、また譲受人は、トラクター、耕運機、田植え機、軽トラックを所有しております。

所有権移転に特に問題はないと思われまますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第5号ないし第8号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川です。

第5号からいきます。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所については、6ページを御覧ください。

久留里駅から鴨川に向かいまして、久留里神社の先を左折しまして、約600メートルぐらいのところにあります。

7月27日、譲受人と現地の確認を行いました。

譲渡人は、先ほど説明あったとおり、他の事業が忙しくなったということで継続困難と言っていました。

譲受人につきましては、新規就農であります。1年前より隣接の土地に居住しており、敷地内に野菜等を少し栽培してありました。農地が敷地の周辺で、番地を見てもらえば分かると思いますけれども、うちの周りを囲っておるような状態です。今までは譲渡人と譲受人が自分のうちの周りの草だったので、譲受人が草刈り等を実施しておりました。

畑には栗と柿が、前居住者が植栽済みでありまして、残りの田んぼにつきましては、もうやっぱり草刈りはしてありまして、すぐ植えつけ可能な状態になっておりました。

特に不許可の要件になるものは見当たりませんので、問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひします。

第6号ですね。

やはり6ページのところなんです。久留里街道を今度ちょっと先になりまして、イチハラ自動車板金塗装、このところを左折しまして、約800メートルぐらいのところにあります。

7月27日、譲受人と現地の確認を行いました。

譲渡人は、先ほどあったように袖ヶ浦に居住しておりますので困難ということで、譲受人については、年齢がちょっと高齢ではありますけれども、大型農機具を稼働させております。それで、今年から長女及び二女と御主人のほうは、休みのたびに手伝いに来ております。また臨時雇用者がおり、草刈り等を実施しております。

不許可の要件等はないと思ひますので、特に問題ないと思われま。御審議のほう、よろしくお願ひします。

第7号、これにつきましては、7ページですね。

7ページの久留里駅のほうから見まして、久留里街道を鴨川に向かいまして、大森川というのがあります。その川を渡りまして、300メートルほど行ったところにあります。

この方につきましては、去年の新規就農ということで、すぐ隣のほうを売買で購入してお

ります。現在、野菜等を栽培しています。

7月27日、代理人と、ちょうど耕作に来ておりまして、譲受人と立会いで現地確認を行いました。面積を増やして耕作をしたいとのことでした。

不許可の要件等はないと思いますので、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

第8号です。

8ページになります。

この方につきましても、先月、案件のほうで上げた同じところのすぐ隣で、実質は一枚の田んぼになっております。

詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

久留里街道、これは分かりませんが、載っておりませんが、まえたクリニックのところを左折しまして、3キロほど行ったところに大日堂というのがあります。この前でございます。

7月25日、譲受人と現地の確認を行いました。こちらについては、先ほどのお話のように先月の3条の隣で、実質はもう一枚の田んぼになっております。譲受人が今年も耕作されております。

不許可の要件に至るものはないと見られますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長 続きます、議案第9号ないし第11号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

説明に入る前に、開会時刻を間違えていました。大変申し訳ございませんでした。今後気をつけます。

それでは、議案番号、第9番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の9ページをお開き願います。

地図の左上部のほうに大江戸温泉物語君津の森というのがあります。その前の市道を地図の下の方に1.3キロほど行きますと、県道久留里鹿野山湊線と合流いたします。久留里方面へ400メートルほど行きますと、もくもく村という住宅の展示場があります。そこから100

メートルほど久留里方面に進み、左折して西の集落に入ります。600メートルほど行ったところが申請地の畑でございます。

7月25日午後、代理人と譲受人と現地で聞き取りをいたしました。畑の8筆につきましては休耕しておりましたが、草刈りをすれば耕作ができる状況となっております。そこから200メートルほど山側に行ったところの田の4筆は、ヨシが生えておりましたが、ここ数年は耕作されていないようですが、ヨシを刈り取って耕耘すれば、田んぼもしくは畑として活用できると思います。

譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、遠方に生活拠点があり、農地の維持管理ができないこと、元々農業経験がないことから譲受人に売却するとのことでもあります。

譲受人は、自作地で稲作を、借受地で畑作をしておりますが、自作地としての畑を探していたところ、今回の土地の紹介を受け、購入して経営規模を拡大するとのことでもあります。購入する畑では、大豆を栽培するということでした。田については、時間をかけて、水稻がいいのか、また大豆がいいのか考えていくとのことでもございました。

特に問題はないと思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案番号、第10番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の10ページを御覧ください。

JR久留里線上総松丘駅の横を通っております国道410号を地図の上のほう、久留里方面に200メートルほど行き、千本城入口を右折して400メートルほど行った突き当たりの左側でございます。

7月24日午後、代理人である譲受人と現地を調査・確認、聞き取り調査をいたしました。現地は、譲受人の住居に隣接した畑2筆でございます。

譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、高齢になり、農地の維持管理が大変になってきたこと、また、既に離農していることから譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、令和4年にこの方の住宅を購入し、令和5年7月から居住しております。この住居に隣接した畑を購入して、家庭菜園として、トマト、パプリカ、カボチャ、オクラなどを栽培して活用するとのことでもあります。

問題はないと思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、議案番号11番について御説明します。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の11ページを御覧ください。

地図の中央を蛇行しているのが県道24号千葉鴨川線でございます。左のトンネルの印が市道の清水トンネルというところです。トンネルの出口周辺と大中部落の村中及び大きな丸印の譲渡人の住宅の周辺が申請地でございます。

現在、耕作及び休耕している田畑18筆の親子間の生前贈与による所有権の移転でございます。

7月25日、代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

譲渡人は、高齢のため、息子に所有権を移転し、耕作、維持管理を委譲するもの、譲受人は、勤めていましたが、退職を機に農業に専念するため、親からの贈与で所有権を取得し、耕作、維持管理を行っていくとのことであります。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長 続きまして、議案第12号ないし第13号について、14番、石井委員から願います。

石井委員 14番、石井です。

農地法第3条、議案番号12号につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局より説明のあったとおりでございます。

7月25日、代理人の方と同行にて、所有権移転による売買による現地確認をいたしました。

申請地につきましては、別冊の12ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かって7キロメートル進むと黄和田というところの部落がありまして、天津方面に向かう三差路があります。その三差路を150メートルぐらいを天津方面に入っていくと七里川温泉がありまして、その反対側に下りたところになります。

以前は田んぼを耕作していましたが、用水の不具合のために、3年ほど前から耕作放棄地となっております。草刈り等はされておりまして、きれいになっていました。

今後については、野菜ですね、ニンニクを栽培するとのことでした。

近隣の農地につきましても特に問題はないと思われましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、次に、議案13号につきまして説明をいたします。

これも、申請内容については事務局の説明のとおりです。

7月23日、代理人同行にて、所有権移転、売買による現地確認をいたしました。

申請地につきましては、別冊の13ページを御覧いただきたいと思ます。

これも国道465号、名殿の信号を大多喜方面に向かい4キロぐらい進むと亀山自動車の整備工場があります。その斜め向かいの折木沢地先の田3筆、また、465号をさらに200メートルぐらい進むと、右側に亀山神社の入口がありまして、そこに入って50メートルぐらい行ったところで、左側の滝原地先の畑2筆ですね、神社の隣になります。

譲受人は、2年ほど前に新規移住という形で、譲渡人による自宅を含む売買ということで、仮登記はされておりましたけれども、今回登記を経て、耕作及び管理を行っていくということ、維持管理を行っていくということです。

近隣につきましては特に問題ないと思ますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

3番、水野委員。

水野委員 3番、水野です。

6号議案についてお伺いしたいのですが、昨日、かずさ地区の地域計画に参加させていただきました。耕作のされていない田んぼが数枚、今回の譲受人のお名前でした。現地確認の報告ですと、耕作のお手伝いをしてくださる方がいるということですが、今まで取得して耕作されていない田んぼも、来年からは耕作する上での今回の案件なのかお聞きしたいです。

江澤主任主事 お答えいたします。

水野委員のおっしゃるとおりで、長谷川委員のほうから説明があったと思うんですけども、今後については、お子さんと臨時の雇用という方と一緒に、不耕作の農地も解消していく、かつ今回申請地も耕作をしていくということで、そういうものを確認して申請は受け付けております。

水野委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

---

◎議案第14号ないし議案第19号

議長 日程第4、議案第14号ないし第19号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第14号について御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

大山野地先の田3筆、合計面積1,841平方メートルを所有権移転により出入口・非常時避難場に転用します。

申請地は市街化調整区域で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は特別養護老人ホームを経営しており、近年、激甚化する災害時に利用者が施設から避難するための出入口と一時的に退避するための場所を確保する計画です。

埋立ては、土砂採取認可場より購入土を平均2メートルの高さで盛土造成いたします。

雨水排水は、造成地東側にU字溝を敷設し、集水ますを設置し、ますから排水管で宮下川に接続放流します。上水道は使用しません。

埋立て工事中は、外周を堰堤状にして雨水を場内浸透処理いたします。

隣接農地はなく、影響を及ぼすことはないと考えています。

議案第15号について御説明いたします。

貞元地先の畑1筆、面積295平方メートルを使用貸借により分家住宅に転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は現在の住所地で暮らしておりますが、2人目の子供が生まれ、現在の賃貸住宅では手狭になったため、本家が所有する農地に分家住宅を建設することとなりました。

埋立て等は行わず、整地のみ実施いたします。

用水は、公営企業団から引き込みます。

汚水排水は、浄化槽を設置し、雨水とともに隣接地を經由して道路側溝に放流します。

工事中は、付近に警備員を配置し交通事故防止に努め、垂直養生ネット等を取り付け、資材等の落下事故防止に努めます。境界線付近にネットフェンス、ブロックの土留め等を設置し、隣接農地への土砂流出を防ぎます。

議案第16号について御説明いたします。

中島地先の田2筆、面積1,170平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル166枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成はありません。

用水もありません。

雨水のみ自然浸透とし、汚水排水はありません。

工事中、大雨等災害情報・注意報発令時には、常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し、立入り禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示いたします。

農業用排水及び施設への影響がないよう現状のままの土地を利用します。

日照・通風への影響はないと考えますが、太陽光パネルは隣接地から1.5メートル以上の緩衝地帯を設け、影響がないようにいたします。

整地のみ実施し、土砂等の流出に配慮します。東側への雨水及び土砂の流出の防除として小堤を設置いたします。

議案第17号について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

東栗倉地先の田2筆、面積1,651平方メートルを地上権設定により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル200枚を設置したいとのことです。

敷地は整地のみで造成は行いません。

用水はありません。

雨水のみ自然浸透とし、汚水排水はありません。

工事中、大雨等の災害情報・注意報発令時は常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び隣地等への被害を与えないよう万全の措置を講じます。

施工後は、周囲にフェンスを設置し、立入り禁止措置を講じるとともに管理責任者を標識にて明示します。

農業用排水及び施設への影響がないよう現状のまま農地は使用します。

日照通風への影響は特にないと思われませんが、太陽光パネルは隣接地から2メートル以上の緩衝地帯を設け、影響がないようにいたします。

整地のみ実施し、土砂等の流出に配慮いたします。

議案第18号ないし第19号について、同一事業のため一括して御説明いたします。

藤林地先の田1筆、面積578平米と畑2筆、面積564平米、合計1,142平米を所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル124枚を設置したいとのことです。

敷地内整地のみ行います。

用水は使用しません。

雨水のみ自然浸透とし、汚水排水等は発生しません。

施設施工時には周辺農地への作付等に十分配慮し、粉塵・防音・ごみ等の飛散防止に最善の注意を払います。

施工後も事故の発生等を防ぐため、施設外周にフェンスを設置し、門扉には施錠し、人や動物が容易に進入できないようにいたします。

切土盛土は行わないため、周辺農地への土砂流出による被害の可能性はありません。

日照の影響につきましては、10度の傾きにて太陽光パネルを設置する計画のため、被害が発生する可能性はありません。

通風への影響につきましては、太陽光発電施設の周囲に高さ1,200ミリメートルの格子状のフェンスを設置しますので、被害が発生する可能性はありません。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第14号について、1番、内海委員からお願いします。

内海委員 議案番号14号の御説明をいたします。

申請内容につきましては、事務局の説明どおりであります。

申請場所は、別冊14ページを御覧ください。

市道4号幹線を鴨川方面に向かい、大山野公民館の先500メートルを左に曲がり、館山道をくぐり抜けまして龍善寺方面に向かい、右側が現地となります。

7月30日、代理人と現地確認を行い、施設の出入口は防災時に避難誘導からも2か所必要あるということでした。当該農地以外の接続箇所が少ないことから、この場所を選定したということになります。

特に問題ないと思われまます。御審議お願いします。

議 長 続きまして、議案第15号について、私から報告いたします。

議案第15号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊15ページを御覧ください。

味楽園さだもと店の前の交差点を君津新橋方向に進み、200メートルほど行った交差点を左折して、250メートルほど進んだ右側が申請地になります。

7月29日に、譲渡人、譲受人及び代理人と現地立会いで、現地確認を行いました。

申請地は譲渡人の家の前の畑で、譲渡人と譲受人は親子関係になります。先ほど説明ありましたが、譲受人は千葉に住んでおりまして、家を新築するに当たり土地を探して、費用の面でこの土地を選定したということです。

現在、草刈り等はされており、管理された状態でした。隣の土地は譲渡人が畑として耕作しております。

特に問題ないと思われまます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第16号について、4番、小笠原委員からお願ひします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第16号について説明します。

詳細は事務局説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊16ページを御覧ください。

現場は、小糸川沿岸土地改良区の事務所の約200メートルの付近に位置する田んぼです。

7月23日、代理人立会いによる現地の確認をしました。

現地は不耕作の田んぼであり、太陽光発電施設で特に問題ないと思ひますので、よろしく御審議願ひします。

以上です。

議長 続きまして、議案第17号について、9番、小泉委員からお願ひします。

小泉委員 9番、小泉です。

議案17号について説明いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

場所は別冊の1ページを御覧ください。

国道465号線東栗倉の信号から鴨川方面に向かって約300メートルほどのところの左側という、側道の脇という感じになります。

7月29日に、代理人と現地確認、聞き取りを実施いたしました。

現地は草地のように、もうなっております、近隣住人との話合いも実施されており、資材置場などの用地も了解を得ているということでした。

できれば10月中には着工したいという話でしたので、特に問題はないものと思われま  
す。よろしく御審議ください。

以上です。

議 長 続きまして、議案第18号ないし第19号について、14番、石井委員からお願いし  
ます。

石井委員 14番、石井です。

農地法第5条、議案18号、19号につきましては受け人が同一のため、一括して説明し  
たいと思います。

申請内容につきましては、事務局より説明のとおりでございます。

7月26日、代理人と同行にて、所有権移転で太陽光発電施設について現地確認をいたし  
ました。

別冊の17ページを御覧いただきたいと思ひます。

久留里線の終着の亀山駅から、今度、木更津のほうに200メートルぐらい帰ります。名殿  
のほうの方面に向かいますとJAの亀山支店がありまして、その反対側の山のほう、山寄り  
の隣り合わせの申請地ということになります。

田んぼについては、藤林農事組合が3年前に解散しておりますので、特に問題はないと思  
ひます。この付近は全て休耕地になっていまして、カヤが若干多く茂っているような感じ  
でございますけれども、近隣には特に問題はないと思ひますので、御審議のほどよろしくお  
願ひいたします。

以上です。

議 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

鈴木委員。

鈴木委員 13番、鈴木です。

議案番号16番から19番について、事務局の方にお伺ひしたいと思ひます。

私のほうで太陽光パネルの設置した場所があるんですけども、その業者が除草剤をま  
きまして、それがドリフトして、隣の水田が収穫が皆無になるというような話がある  
ので、その辺の指導はどうなっているのでしょうか。

永寫次長 まず、そのお話を伺ったのが今初めてですので、すみません、情報として捉えてお  
りませんでした。

ドリフトして、風に流されて除草剤が隣の田んぼに入って全部枯れたという理解でよろしいでしょうか。

業者に対しては、基本的には施工中のどういうふうに対応するかということを中心に対策を計画の中に組み込んでいただいているところもありますが、今後については、その後の管理につきましても、事例として、そういうようなドリフトによる周辺の農作物の被害を出さないようにという指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 鈴木委員、いかがですか。

鈴木委員 隣地に水稻とか畑をやっているところがあるから、何メートル離すとか、除草剤を気をつけてまくとか、その除草剤がフジヅルも枯れるような強力なものらしいんですよ。ですから、ちょっとでもかかると枯れちゃうんですね。その辺よく指導してもらいたいと思います。

永鷺次長 フジヅルも枯れる、多分農業以外に、本当に駐車場に使うような強いものだと思います。十分、業者さんには、注意していただくようお話ししてまいりたいと思います。

議 長 では、それでよろしいでしょうか。

ほかに何か御質問、御意見ありますか。

この18番、19番の土地代金なんかね、そういうのは説明は。

永鷺次長 18番、19番の土地代金につきましては、18番のほうについては、91万円のうち35万が18番の案件の土地代金で、19番のほうは、91万のうち50万がこの土地代金で、差し引き6万円が浮いてしまうんですが、ここの6万円というのは、この農地ではない山林、原野の部分がありまして、その部分の土地代金を合わせて91万ということです。

以上です。

議 長 全部をひっくるめて91万円ということですか。

事務局 はい。全部をひっくるめて91万円です。

以上です。

議 長 分かりました。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

それでは、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

---

◎議案第20号

議長 日程第5、議案第20号 令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月）  
についてを議題といたします。

なお、議案第20号につきましては、11番、重田忠男委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

（11番 重田忠男委員 退室）

議長 議案第20号について、経済環境部農政課より説明をお願いします。

杉山経済環境部農政課企画調整係主任主事 議案第20号について説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出するよう求めがありましたので、市で作成した令和6年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年8月分）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の御意見をお伺いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区2件、田5筆、4,571平方メートル、小櫃地区1件、畑5筆、3,322平方メートル、合計3件、10筆、合計で7,893平方メートルでございます。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書の11ページから12ページ、こちらに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第20号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

杉山経済環境部農政課企画調整係主任主事 事務局より、訂正のおわびを申し上げます。

今回、議案書10ページ、令和8年度農用地利用集積等促進計画案と記載がございますが、正しくは令和6年度となります。こちら、お手元の資料の修正をお願いいたします。

以上です。

議長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第20号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

ここで重田委員の入室を認めます。

(11番 重田忠男委員 入室)

---

◎報告第1号ないし報告第5号

議長 日程第6、報告第1号ないし第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第4号ないし第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第5号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第5号を終わります。

---

◎閉 会

議長 以上をもちまして、令和6年第8回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和6年第9回農業委員会総会は、令和6年9月4日水曜日、市役所5階大会議室にて午後2時から開催する予定でありますので、よろしく申し上げます。

(午後2時15分)